

教育委員会会議 定例会

平成 30 年 11 月 1 日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

第 24 号 平成31年度山梨県公立高等学校等入学者募集定員について

第 25 号 山梨県社会教育委員の委嘱・任命について

2 報 告 事 項

3 その他報告

(20) 平成29年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果について

議案第 24 号

平成31年度山梨県公立高等学校等入学者募集定員について

提案理由

平成31年度山梨県公立高等学校及び山梨県立特別支援学校の入学者選抜の実施に当たり、山梨県立高等学校学則第16条及び山梨県立特別支援学校学則第14条の規定に基づき、あらかじめ募集定員を定め公示する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

件名

平成31年度山梨県公立高等学校等入学者募集定員について

経緯

○ 高等学校等の入学者募集定員は、中学校卒業見込者数の増減、普通科・職業科・総合学科の比率、過年度の欠員の状況、進路希望調査の結果等を考慮し、策定している。

- ・ 県全体の中学校卒業見込者数の減少を踏まえ、すべての地域を対象に定員の削減を検討した。

緯

(平成30年度第1次進路希望調査)

- ・ 調査基準日 平成30年9月20日
- ・ 調査対象者 平成30年度県内中学校卒業予定者 7,561人

内容

山梨県立高等学校学則第14条及び山梨県立特別支援学校学則第12条の規定に基づき、平成31年度山梨県公立高等学校等入学者募集定員を別紙のとおり策定した。

(概要)

- 1 全日制課程
5,670人(前年度 5,830人) 前年度比160人減
- 2 定時制課程
570人(前年度570人)
- 3 通信制課程
200人(前年度200人)
- 4 特別支援学校
別紙のとおり

※ ホームページアドレス

<http://www.pref.yamanashi.jp/koukai-tokushi/nyuusi/saishinnonyuusi-jouhou.html>

容

(参考)

○ 検査期日

- 全日制前期 1月31日(木)及び2月1日(金)
- 全日制後期 3月5日(火)
- 定時制 3月5日(火)及び3月6日(水)
- 追検査 3月9日(土)
- 通信制第1期 3月18日(月)
- 通信制第2期 3月29日(金)
- 特別支援学校 桃花台学園 2月1日(金)
- 桃花台学園以外 3月5日(火)

平成31年度公立高等学校入学者募集定員の概要

(全日制課程)

1 募集定員 5,670 人 (前年度比 160人減)

2 普職総構成比率 普 61.99% 職 21.78% 総 16.23%
 (前年度 普 62.18% 職 21.70% 総 16.12%)

3 学科別募集定員

()は内数

学 科 名		H31年度	対前年度増減	H30年度
		募集定員	募集定員	募集定員
普通科	学年制	2,540	△ 60	2,600
	(コース)	(200)	(0)	(200)
	単位制	740	△ 40	780
	小 計	3,280	△ 100	3,380
理 数 科		80	0	80
英 語 科		30	0	30
文 理 科		30	0	30
英語理数科		25	0	25
探 究 科		70	△ 10	80
総 合 学 科		920	△ 20	940
農 業 科		210	0	210
工 業 科		625	△ 20	645
商 業 科		400	△ 10	410
合 計		5,670	△ 160	5,830

4 学校の新設による募集開始及び学校の統廃合等の予定による募集停止

- (1) 学校の新設による募集開始 なし
 (2) 学校の統廃合等の予定による募集停止 なし

5 募集定員の増減

- (1) 募集定員が増加した高校 なし

(2) 募集定員が減少した高校

甲府第一高校(探 △10) 甲府西高校(普△20) 甲府城西高校(総 △10) 白根高校(普 △20)
 増穂商業高校(商<商業>△10) 峡南高校(工 △20) 身延高校(総 △10) 日川高校(普 △20)
 都留興譲館高校(普△20) 富士河口湖高校(普 △20)

平成31年度山梨県公立高等学校入学者募集定員

【全日制課程】

学 校 名	学 科 (コ ー ス) 名	定 員	計	前期募集人員	計
北 社	普通科	100	210	30	74
	うち理数コース	[30]		[9]	
	総合学科	110		44	
韭 崎	普通科	200	230	80	72
	文理科	30		12	
韭崎工業	※工業科(電子機械科・電気科・情報技術科・ 環境化学科・システム工学科・制御工学科)	170	170	59	59
甲府第一	普通科	200	270	20	37
	探究科	70		17	
甲府西	普通科	220	220	66	66
甲府南	普通科	220	260	22	34
	理数科	40		12	
甲府東	普通科	240	240	24	24
	うち理数コース	[40]		[4]	
甲府工業	機械科	80	275	40	137
	電気科	75		37	
	建築科	40		20	
	土木科	40		20	
	電子科	40		20	
甲府城西	総合学科	250	250	100	100
甲府昭和	普通科	240	240	36	36
農 林	システム園芸科	30	150	15	75
	森林科学科	30		15	
	環境土木科	30		15	
	造園緑地科	30		15	
	食品科学科	30		15	
巨 摩	普通科	220	220	88	88
	うち理数創造コース	[40]		[16]	
白 根	普通科	130	130	52	52
	うち文理コース	[30]			
増穂商業	商業科	50	80	20	32
	情報処理科	30		12	
市 川	普通科	110	140	44	56
	英語科	30		12	
峡 南	※工業科(電子機械科・土木システム科)	60	60	6	6
身 延	総合学科	80	80	40	40
笛 吹	普通科	120	270	36	111
	食品化学科	30		15	
	果樹園芸科	30		15	
	総合学科	90		45	
日 川	普通科	220	220	77	77
山 梨	普通科	170	170	51	51
	うち英理総合コース	[30]			
塩 山	普通科	90	150	27	45
	うち英数コース	[30]		[9]	
	※商業科(商業科・情報ビジネス科)	60		18	

学校名	学科(コース)名	定員	計	前期募集人員	計
都 留	普通科	220	220	44	44
上野原	総合学科	130	130	26	26
都留興譲館	普通科	100	245	30	79
	英語理数科	25		7	
	※工業科(機械工学科・電子工学科・ 制御工学科・環境工学科)	120		42	
吉 田	普通科	220	260	44	50
	理数科	40		6	
富士北嶽	総合学科	260	260	78	78
富士河口湖	普通科	180	180	54	54
甲府商業	商業科	165	260	82	129
	情報処理科	95		47	
甲 陵	普通科	80	80	※	※
合 計			5,670		

(注)1 定員欄及び前期募集人員欄の[]は、普通科のコースの定員であり、当該普通科の募集定員の内数である。

- 2 韮崎工業高校は、工業科六学科を一括して募集する。
- 3 峡南高校は、工業科二学科を一括して募集する。
- 4 塩山高校は、商業科二学科を一括して募集する。
- 5 都留興譲館高校は、工業科四学科を一括して募集する。
- 6 甲陵高校は、県立高校(甲府商業を含む)とは異なる独自方式による入試を実施する。同校の前期募集人員は、甲陵高校が定める。

○全日制課程学科別定員内訳

学 科 名	定 員
普 通 科	3,280
理 数 科	80
英 語 科	30
文 理 科	30
英 語 理 数 科	25
探 究 科	70
総 合 学 科	920
農 業 科	210
工 業 科	625
商 業 科	400
合 計	5,670

○隣接都県募集

学 校 名	対象都県	学 科 ・ コー ス	定 員 の 上 限
北 社	長野県	普 通 科	4
		普通科理数コース	2
		総 合 学 科	14
身 延	静岡県	総 合 学 科	30
上 野 原	東京都、神奈川県	総 合 学 科	30

(注)「隣接都県募集」は、山梨県以外の「対象都県」からの募集を示す。

○全国募集

学 校 名	学 科	定 員	計
甲 陵	普 通 科	40	40

(注)「全国募集」は、山梨県以外の都道府県からの募集を示す。

【定時制課程】

学 校 名	昼夜別	学 科 名	定 員	計	
韭 崎	昼	普 通 科	40	40	
甲府工業	夜	※工業科(機械科・ 電気科・建築科)	120	120	
巨 摩	夜	普 通 科	40	40	
山 梨	夜	普 通 科	40	40	
都 留	夜	普 通 科	40	40	
中 央	昼	午前部	普 通 科	60	200
		午後部	普 通 科	60	
	情報経理科		40		
	夜	夜間部	普 通 科	20	
情報経理科			20		
ひばりが丘	昼	普 通 科	30	90	
		情報経理科	30		
	夜	普 通 科	30		
合 計				570	

(注) 甲府工業高校は、工業科三学科を一括して募集する。

○定時制課程学科別定員内訳

学 科	定 員
普 通	360
工 業	120
商 業	90
合 計	570

【通信制課程】

学 校 名	学 科 名	定 員	計	第1期募集人員	計
中 央	普 通 科	180	200	108	120
	衛生看護科	20		12	

平成31年度山梨県立特別支援学校入学者募集定員

学 校 名	部	学 科 (コ ー ス) 名	定 員
盲	幼稚部		若干名
	高等部	普通科	8
		普通科(重複障害)	若干名
		保健医療科	8
		専攻科・保健医療科	8
		専攻科・医療科	8
ろう	幼稚部		若干名
	高等部	普通科	8
		普通科(重複障害)	若干名
甲府支援	高等部	普通科	8
		普通科(重複障害)	若干名
あけぼの支援	高等部	普通科	8
		普通科(重複障害)	若干名
わかば支援	高等部	普通科	32
		普通科(重複障害)	若干名
やまびこ支援	高等部	普通科	16
		普通科(重複障害)	若干名
ふじざくら支援	高等部	普通科	16
		普通科(重複障害)	若干名
かえで支援	高等部	普通科	32
		普通科(重複障害)	若干名
桃花台学園	高等部	産業技術科	48

山梨県社会教育委員の委嘱・任命について

社会教育法（昭和24年法律第20号）第15条及び山梨県社会教育委員に関する条例（昭和24年山梨県条例第54号）により、山梨県社会教育委員を別紙のとおり委嘱・任命する。

提案理由

現山梨県社会教育委員は、平成30年10月30日をもって任期満了となるので、その後任を委嘱する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

件名	山梨県社会教育委員の委嘱・任命について
経緯	<p>1 社会教育委員の法的根拠 社会教育法第15条及び山梨県社会教育委員に関する条例</p> <p>2 職務</p> <ul style="list-style-type: none">・ 社会教育に関する諸計画の立案・ 教育委員会の諮問に応じ、意見を述べる <p>最近の提言事項</p> <ul style="list-style-type: none">○社会が人を育み、人が社会をつくる「やまなし」好循環づくり ～人口減少社会を踏まえ、県民が主体的に社会参画できる社会教育のあり方～ (平成26年～平成28年)○地域社会を担う人材の育成を進める社会教育のありかた ～地域の課題に向き合う持続可能な地域社会づくりをめざして～ (平成28年～平成30年)
内容	<p>1 委嘱・任命 任期満了に伴い、新たに別紙(案)のとおり行う。</p> <p>2 委嘱の基準 山梨県社会教育委員に関する条例及び附属機関等設置要綱により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者から、男女比、地域、年齢などを考慮して人選した。</p> <p>3 委員の定数 15名 (うち、2名以内の委員は公募による委嘱)</p> <p>4 公募委員選考経過</p> <ul style="list-style-type: none">・ 募集期間 平成30年8月1日(月)～8月31日(水)・ 応募者数 5名(男1名 女性4名)・ 選考 社会教育委員公募委員選考委員会要領及び社会教育委員公募委員選考基準に基づき、2名の候補者を選考 <p>5 委員の任期 2年 (平成30年11月1日～平成32年10月31日)</p> <p>6 委員の委嘱 教育委員会が委嘱する 委嘱式 平成30年11月27日 午後2時～2時30分(予定)</p>

(平成30年11月1日 定例教育委員会)

課室名

義務教育課・高校教育課

件名	平成29年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果について
経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省主管)の本県の結果を報告するものである。 ・この調査は、暴力行為・いじめ・不登校等の実態など生徒指導上の諸課題の現状を把握し、今後の施策推進の参考にするために、毎年実施しているものである。 ・本日は、公立小・中・高等学校における暴力行為と不登校、公立小・中・高等学校、特別支援学校におけるいじめ、高等学校における中途退学者数について報告する。 ・文部科学省の調査は、公立学校に加えて、国・私立学校も調査しているが、県の報告は、公立学校の調査結果である。 ・調査期間は平成29年度間(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)
概要	<p>1 暴力行為の発生件数 ()内は前年度 (公立小・中・高)総件数 189件(154件) 管理下 176件(144件) 管理下以外 13件(10件)</p> <p>(1)発生総件数は、前年度より35件増加 【小学校-7件,中学校+41件,高等学校+1件】</p> <p>(2)形態別の発生件数でみると、前年度より、生徒間暴力が+32件,対人暴力が+8件,器物損壊が+9件の増加,対教師暴力が-14件減少した。</p> <p>2 いじめの認知件数 ()内は前年度 (公立小・中・高・特支)4,459件(3,598件)</p> <p>(1)認知件数は、前年度より861件増加 【小学校+857件,中学校+8件,高校+13件,特支-17件】</p> <p>(2)いじめの解消状況としては、「いじめが解消しているもの」は、小学校で92.1%,中学校で91.9%,高等学校で81.1%,特別支援学校で85.7%である。小・中・高・特別支援学校ともに高い割合を示しており、いじめの積極的認知を行い、早期対応をした成果が見られる。(※県によるいじめの追調査での「解消しているもの」の割合は、小学校で99.6%,中学校で99.3%,高等学校で95.4%である。)</p> <p>3 不登校者数【30日以上、不登校を理由に欠席した児童生徒数】 ()内は前年度 公立小・中・高 1,106人(999人)</p> <p>(1)不登校者数は、前年度より107人増加 【小学校+52人,中学校+59人,高等学校-4人】</p> <p>(2)小・中学校の不登校児童生徒数の全児童生徒に占める割合 1.53%(1.32%) 全国公立小・中1.47%(1.36%)</p> <p>(3)公立高校の不登校生徒数の全高校生に占める割合 0.91%(0.92%) 全国公立1.70%(1.64%)</p> <p>4 中途退学者数 ()内は前年度 公立高等学校 128人(191人) 全日制高校 76人(134人) 定時制高校 52人(57人)</p> <p>(1)中途退学者数は、前年度より63人減少 【全日制-58人,定時制-5人】</p> <p>(2)中途退学者の全高校生に占める割合 全日制高校 0.42%(0.74%) 全国公立 0.80%(0.8%) 定時制高校 6.97%(7.73%) 全国公立 9.70%(9.8%)</p>

【公立小中学校】

義務教育課

1 暴力行為

(1) 暴力行為の発生件数

前年度
 小学校 48件【管理下 43件, 管理下以外 5件】 55件【下 51, 外 4】
 中学校 122件【管理下 119件, 管理下以外 3件】 81件【下 77, 外 4】
 前年度より, 小学校7件減【前年度比-12.7%】, 中学校41件増【前年度比+50.6%】

(2) 1000人当りの発生件数

小学校 1.20件【全国公立 4.4件】, 中学校 5.76件【全国公立 8.9件】

(3) 暴力行為の発生学校数 【 】内は発生学校数の割合

学校の管理下で発生した学校は, 小学校 18校【10.2%】, 中学校 18校【21.4%】
 学校の管理下以外で発生した学校は, 小学校 5校【2.8%】, 中学校 3校【3.6%】

(4) 形態別発生件数 ()内は前年度の発生件数

「対教師暴力」 小 16件 (13件), 中 24件 (40件)
 「生徒間暴力」 小 24件 (35件), 中 75件 (33件)
 「対人暴力」 小 2件 (0件), 中 5件 (2件)
 「器物損壊」 小 6件 (7件), 中 18件 (6件)

(5) 発生件数に対する割合

「対教師暴力」 小 33.3% 中 19.7%
 「生徒間暴力」 小 50.0% 中 61.5%
 「対人暴力」 小 4.2% 中 4.1%
 「器物損壊」 小 12.5% 中 14.8%

2 いじめ

(1) いじめの認知学校数 【 】は認知率=認知学校数/公立学校総数

小学校 130校【74.3%】 (122校) 全国公立 78.7%
 中学校 68校【81.9%】 (60校) 全国公立 82.9%

(2) いじめの認知件数 ()内は前年度の発生件数

・ 小学校 3, 247件 (2, 390件)
 中学校 1, 009件 (1, 001件)
 合計 4, 256件 (3, 391件)
 ・ 1校あたりのいじめの認知件数
 小学校 18.6件 全国公立 15.7件, 中学校 12.1件 全国公立 8.1件

(3) いじめの現在の状況

「解消しているもの」 小学校 2990件, 中学校 927件
 「解消に向けて取り組み中」 小学校 257件, 中学校 82件
 (合計) 小学校 3247件, 中学校 1009件
 「解消しているもの」の割合 小 92.1% 中 91.9% 全 92.0%
 ※県によるいじめの追調査での「解消しているもの」の割合 (9/30 現在)
 小 99.6% 中 99.3% 全 99.5%

(4) 学年別の認知件数

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
小学校 (件)	583	597	581	591	511	384
中学校 (件)	526	315	168			

内
容

(5) 発見のきっかけ 上位3項目

・小学校：アンケート調査などの学校の取組	69.8%	全国公立57.0%
いじめられた児童からの訴え	15.0%	全国公立16.2%
担任が発見	7.3%	全国公立11.2%
・中学校：アンケート調査など学校の取組	56.4%	全国公立37.6%
いじめられた生徒からの訴え	16.3%	全国公立24.0%
担任が発見	11.7%	全国公立10.3%

(6) いじめられた児童生徒の相談の状況【※複数回答】 上位3項目

・小学校：学級担任	86.4%	全国公立81.4%
保護者や家族	13.9%	全国公立21.3%
友人	5.5%	全国公立5.5%
・中学校：学級担任	84.5%	全国公立74.6%
保護者や家族	25.0%	全国公立25.5%
学級担任以外の教職員	21.7%	全国公立18.6%

(7) いじめの態様【※複数回答】 上位3項目

・小学校：冷やかし・からかい	62.3%	全国公立61.5%
軽くぶつかる・叩かれる・蹴られる	25.0%	全国公立23.2%
仲間はずれ・無視	13.9%	全国公立14.3%
・中学校：冷やかし・からかい	68.6%	全国公立65.7%
軽くぶつかる・叩かれる・蹴られる	14.6%	全国公立14.5%
仲間はずれ・無視	12.3%	全国公立13.1%

(8) 学校における「いじめ」に対する特別な対応 上位3項目

・いじめられた児童生徒への特別な対応		
いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導		26.6%
保護者への報告		24.9%
別室指導		11.3%
・いじめられた児童生徒への特別な対応		
学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施		4.6%
別室の提供や常時職員がついて心身の安全の確保		2.5%
スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った		1.8%

(9) 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組 上位3項目

・小学校：		
職員会議等を通じていじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	172校	
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	158校	
児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	132校	

- ・中学校：
職員会議等を通じていじめの問題について教職員間で共通理解を図った。 82校
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。 75校
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制
の充実を図った。 71校

(10) いじめの日常的な取組のために、学校が直接児童生徒に行った具体的な方法について

- ・アンケート実施率 小学校100%【171校】、中学校100%【80校】
- 実施頻度
小学校：年1回【0%】、年2～3回【88.9%】、年4回以上【11.1%】
中学校：年1回【0%】、年2～3回【70.0%】、年4回以上【30.0%】
- 実施方法【※複数回答】
小学校：記名式【79.5%】、無記名式【22.8%】、記名か無記名か選択式【7.0%】
中学校：記名式【57.5%】、無記名式【35.0%】、記名か無記名か選択式【23.8%】
- ・個別面談の実施 小学校93.0%【159校】、中学校100.0%【80校】
- ・「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等 小学校52.1%【89校】、中学校100.0%【80校】
- ・家庭訪問 小学校74.3%【127校】、中学校85.0%【68校】

(11) いじめ防止対策推進法に関して

- ・「地方いじめ防止基本方針」を策定した自治体数【単位：市町村】
策定済【26】、策定に向けて検討中【1】、策定するかどうかを検討中【1】、
策定しない【0】
- ・「いじめ問題対策連絡協議会」【法14条第1項】を設置した自治体数【単位：市町村】
条例設置【7】、条例設置でないが法の趣旨を踏まえた会議体を設置【10】、
設置に向けて検討中【5】、設置するかどうかを検討中【6】、設置しない【0】
- ・条例により「重大事態」の調査又は再調査を行うための機関を設置した自治体数
「教育委員会の附属機関」【単位：市町村】
設置済【14】、設置に向けて検討中【6】、設置するかどうかを検討中【8】、
設置しない【0】
「地方公共団体の長の附属機関」【単位：市町村】
設置済【15】、設置に向けて検討中【4】、設置するかどうかを検討中【9】、
設置しない【0】

3 不登校【定義：30日以上、不登校を理由に欠席した児童生徒数】

(1) 不登校児童生徒数 ()内は前年度の不登校児童生徒数

- ・小学校 201人(149人)
【内 90日以上99人、内 出席日数10日以下19人、内 出席日数0日10人】
- ・中学校 735(676人)
【内 90日以上460人、内 出席日数10日以下89人、内 出席日数0日25人】
- ・合計 936人(825人)

(2) 不登校児童生徒の全児童生徒に占める割合 ()内は前年度の割合

- ・小学校0.50%(0.37%) 全国公立0.55%(0.47%)
- ・中学校3.47%(3.09%) 全国公立3.38%(3.14%)
- ・合計 1.53%(1.32%) 全国公立1.47%(1.36%)

(3) 学年別不登校児童生徒数と前年度からの継続数

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
不登校(人)	16	17	25	31	57	55	178	251	306
継続数(人)		6	8	6	24	29	41	121	215
継続割合(%)		35.2	32.0	19.4	42.1	52.7	23.0	48.2	70.3

前年度の学年別不登校者数

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
不登校(人)	8	16	11	37	34	43	144	254	278

(4) 不登校の要因 ※複数回答・全不登校者に対する割合 上位3項目

<小学校>

・本人に係る要因

「不安」の傾向	39.8%	全国公立36.8%
「無気力」の傾向	34.3%	全国公立27.8%
「学校における人間関係」に課題を抱えている	9.0%	全国公立12.5%

・学校、家庭に係る要因

家庭に係る状況	54.2%	全国公立54.2%
学業の不振	18.4%	全国公立14.0%
いじめを除く友人関係をめぐる問題	12.9%	全国公立18.9%

<中学校>

・本人に係る要因

「無気力」の傾向	33.2%	全国公立31.0%
「不安」の傾向	25.3%	全国公立31.8%
「学校における人間関係」に課題を抱えている	17.8%	全国公立17.6%

・学校、家庭に係る要因

学業の不振	28.6%	全国公立21.8%
家庭に係る状況	27.6%	全国公立31.2%
いじめを除く友人関係をめぐる問題	24.1%	全国公立28.4%

(5) 不登校児童生徒への指導結果の状況 【 】内の%は不登校生徒数に対する割合

・指導の結果登校するまたはできるようになった児童生徒数 ()内は前年度の数

小学校 44人【21.9%】(37人) 全国公立24.9%

中学校 179人【24.4%】(167人) 全国公立25.5%

合計 223人【23.8%】(204人) 全国公立25.3%

・継続した登校には至らないが好ましい変化が見られるようになった児童生徒数

小学校 40人【19.9%】(39人) 全国公立21.8%

中学校 166人【22.6%】(148人) 全国公立21.2%

合計 206人【22.0%】(187人) 全国公立21.4%

・上記の合計

小学校 84人【41.8%】(76人) 全国公立46.7%

中学校 345人【46.9%】(315人) 全国公立46.7%

合計 429人【45.8%】(391人) 全国公立46.7%

<全ての問題行動に対して>

(1) 「新やまなしの教育振興プラン」や「平成30年度山梨県学校教育指導重点」に沿った取組により、きめ細かな生徒指導体制の更なる整備・充実を図る。

(2) 「魅力ある学校づくり」(未然防止)を目指す。

① 「居場所づくり」と「絆づくり」の推進

② 未然防止の取組について生徒指導主事研修会等での情報提供

(3) 道徳教育を充実し、豊かな心を育むことで、問題行動の未然防止に努める。

①やまなし道徳教育研究推進事業

全公立小・中学校において道徳の授業を地域や保護者に公開，家庭・地域と連携した道徳的実践活動の実施

全小・中学校の道徳担当者に対して道徳教育についての実践的な研修の実施

②「しなやかな心の育成プロジェクト」

各小・中学校の道徳教育重点目標に沿った具体的な取組の実施

(4) いじめ・不登校対策事業を効果的に推進していく。

①スクールカウンセラー活用事業

スクールカウンセラーの配置 小学校64校，中学校80校

要請訪問によるスクールカウンセラーの派遣

②スクールソーシャルワーカー活用事業

要請によるスクールソーシャルワーカーの派遣（教育事務所に11名配置）

③研修事業

思春期の子どもと向き合う保護者のためのセミナー

④相談事業

・面接による教育相談事業（総合教育センター相談支援部）

→ 対象：生徒・保護者・教員

・いじめ不登校ホットライン事業（総合教育センター相談支援部）

→ 休日を含め，24時間体制で電話相談を実施

・地域連携子どもと親と教師のための教育相談事業（山梨大学と県教委の連携事業）

→ 問題行動の未然防止や早期発見・早期対応

(5) 「学力向上総合対策事業」を中心に，基礎学力の定着や学ぶ意欲を高める指導を工夫する。

①市町村教育委員会と学校とが連携する授業改善，家庭学習の定着等の取組の推進

②学力向上対策会議の開催

③「山梨県学力把握調査」「学びのサイクル改善事業」「主体的・対話的で深い学び推進事業」の実施による授業改善

<暴力行為について>

(1) 毅然とした対応を行う。（校内の指導体制の確立）

(2) チームによる支援を進める。（共通理解，実践・早期対応）

①適切な対応を図るための幼稚園から小学校，小学校から中学校などへの系統的，継続的な支援

②スクールソーシャルワーカー事業等を活用した家庭や関係機関との連携の強化

③スクールカウンセラー事業等による教育相談活動のさらなる充実

④特別支援教育との連携

<いじめについて>

(1) 「学校いじめ防止基本方針」による具体的な計画や取組を確実に実施する。

①未然防止から早期発見，対処へと至る一連の取組の確実な実施

②国，県の「いじめの防止等のための基本的な方針」を参考に，児童生徒や地域の実態に即した「学校いじめ防止基本方針」の見直し

- (2) 「学校いじめ防止対策の組織」を核とした、いじめ防止のための体制づくりを行う。
- ①未然防止から、早期発見、早期対応のための体制づくり
 - ②「いじめアンケート調査」、「個別面談」、「個人ノートや生活ノート」の実施
 - ③教職員の資質能力向上のための校内研修、PDCA サイクルで取り組むための基本方針の見直し

(3) 文部科学省によるいじめ問題に関する行政説明の実施

- ①いじめの定義に基づく正確な認知やいじめ防止対策推進法に基づく教育委員会、学校の取組、いじめの重大事態へ対処等について、文部科学省初等中教育局児童生徒課長の行政説明を小中学校生徒指導主事研修会で実施

<不登校について>

(1) 本人の問題への対応を行う。

- ①教育相談体制の充実（スクールカウンセラー活用事業など）
- ②児童生徒の一人一人の自立心を養成（道徳や特別活動の充実）
- ③急増する中1での不登校抑制のための小中連携の充実（小学校から中学校への情報の伝達や相互参観等、様々な行動連携の推進）

(2) 成績の不振、授業がわからない、試験が嫌い等の学業不振の問題への対応を行う。

- ①「学力向上総合対策事業」等による基礎学力の定着や学ぶ意欲を高める指導の工夫
- ②「やまなしスタンダード」授業づくりの7つの視点による小・中学校の授業改善
- ③「学力向上キャラバン」による児童生徒、保護者へのアドバイス

(3) 人間関係づくりの推進を行う。

- ①さまざまな体験活動による、コミュニケーション能力や豊かな心の育成
- ②「人間関係づくり」を目標にした特別活動（学級活動や児童会生徒会活動、学校行事、クラブ活動（小学校のみ））の充実
- ③スクールカウンセラー等を活用した人間関係づくりのスキルアップ

(4) 家庭の生活環境、親子関係をめぐる問題への対応を行う。

- ①スクールソーシャルワーカー事業による家庭環境等への支援を行うにあたり、各市町村福祉担当課や児童相談所等との連携を強化
- ②保護者のための不登校研修会の開催
- ③適応指導教室の活用

(5) 市町村教育委員会への対応を行う。

- ①各市町村の不登校への具体的な方策や課題等の情報交換と効果的な対策の推進
- ②各市町村の教育支援センター設置に向けた協議会の開催

(6) 山梨県不登校対策検討委員会を開催する。

- ①今後の山梨県の不登校対策に総合的に取り組むため、関係機関と課題を共有し、不登校児童生徒に対するより効果的な施策や取組を検討
- ②不登校児童生徒が減少している県の取組について調査

義務教育課 指導主事 丹澤一浩
Tel 055-223-1789 (内) 8233

【公立高等学校・特別支援学校】

内
容

1 暴力行為

公立高等学校 31校

「全日制校24校〈県立22校+市立2校〉+全定併置校5校+定時制校1校+定通併置校1校」

(1) 暴力行為の発生件数

19件「管理下14件、管理下以外5件」(前年度18件「管理下16件、管理下以外2件」)
前年度より、1件増(前年度比+5.6%)

(2) 1000人当りの発生件数

1.00件【全国公立1.9件】

(3) 暴力行為の発生学校数 「 」内は発生校数の割合

学校の管理下で発生した学校は、 8校 「25.8%」

学校の管理下以外で発生した学校は、4校 「12.9%」

(4) 形態別発生件数 ()内は前年度の発生件数

「対教師暴力」 0件 (1件)

「生徒間暴力」 15件 (14件)

「対人暴力」 3件 (0件)

「器物損壊」 1件 (3件)

(5) 暴力行為の総発生件数 [19件] に対する割合

「対教師暴力」 0%

「生徒間暴力」 78.9%

「対人暴力」 15.8%

「器物損壊」 5.3%

2 いじめ「特別支援学校を含む」49校「公立高等学校37校+特別支援学校12校」

公立高等学校 37校「全日制校、定時制校、全定併置校は全日制、定時制、定通併置校は定時制、通信制それぞれ1校(計2校)として計算」 特別支援学校 12校「分校も1校とする」
「全日制校29校〈県立27校+市立2校〉+定時制7校+通信制1校+特別支援学校12校」

(1) いじめの認知学校数 「 」内は認知率=認知学校数/公立学校総数

高等学校 27校「73.0%」 (前年度28校) 【全国公立61.5%】

特別支援学校 4校「33.4%」 (前年度3校) 【全国公立36.4%】

(2) いじめの認知件数 ()内は前年度の発生件数

高等学校 196件(前年度183件)

特別支援学校 7件(前年度24件)

合計 203件(前年度207件)

・1校あたりのいじめの認知件数

高等学校 5.3件【全国公立2.7件】

特別支援学校 0.6件【全国公立1.8件】

(3) いじめの現在の状況

・「解消しているもの」	高校	159件、特支	6件
・「解消に向けて取り組み中」	高校	37件、特支	1件
合 計	高校	196件、特支	7件

「解消しているもの」の割合 高校81.1% 特支85.7% 全81.3%
 ※県による「いじめ実態調査」でのいじめ解消率(6/30現在)=95.4%

(4) 学年別の認知件数

区分	1年	2年	3年	4年
高校「件」	98	68	30	0

区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年
特	小学部「件」	0	0	0	0	0
	中学部「件」	0	1	0		
支	高等部「件」	3	1	2		

(5) 発見のきっかけ 上位3項目

- ・高校 アンケート調査など学校の取組により発見 60.7%【全国公立 53.2%】
 本人からの訴え 21.4%【全国公立 22.5%】
 児童生徒(本人を除く)からの訴え 7.1%【全国公立 4.5%】
- ・特支 アンケート調査など学校の取組により発見 42.9%【全国公立 42.2%】
 学級担任が発見 28.6%【全国公立 18.0%】
 本人からの訴え 14.3%【全国公立 21.0%】
 学級担任以外の教職員が発見 14.3%【全国公立 4.9%】

(6) いじめられた生徒の相談の状況「※複数回答」上位3項目

- ・高校 学級担任に相談した 65.8%【全国公立 67.6%】
 学級担任以外の教職員に相談した 16.3%【全国公立 21.2%】
 誰にも相談していない 16.3%【全国公立 10.6%】
- ・特支 学級担任に相談した 85.7%【全国公立 78.7%】
 学級担任以外の教職員が発見 14.3%【全国公立 14.1%】
 保護者や家族等に相談した 14.3%【全国公立 13.1%】
 友人に相談した 14.3%【全国公立 2.9%】

(7) いじめの態様「※複数回答」上位3項目

- ・高校 冷やかしやからかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われる 64.8%【全国公立 62.5%】
 仲間はずれ、集団による無視をされる 22.4%【全国公立 13.9%】
 PCや携帯電話等で誹謗・中傷や嫌なことをされる 13.3%【全国公立 18.1%】
- ・特支 冷やかしやからかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われる 57.1%【全国公立 54.3%】
 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする 28.6%【全国公立 23.9%】
 仲間はずれ、集団による無視をされる、等 14.3%【全国公立 8.4%】
 その他 14.3%【全国公立 6.3%】

(8) 学校における「いじめ」に対する特別な対応「※複数回答」上位3項目

・いじめた生徒への特別な対応

高校

- 保護者への報告 41.8%
- いじめられた生徒やその保護者に対する謝罪の指導 12.8%

別室指導した 7. 1%

特別支援学校

別室指導した 71. 4%

保護者への報告 57. 1%

いじめられた生徒やその保護者に対する謝罪の指導 57. 1%

・ いじめられた生徒への特別な対応

高校

スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った

10. 7%

学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した 1. 5%

特別支援学校

別室の提供や常時教職員が付くなどして心身の安全を確保した

28. 6%

(9) 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組「※複数回答」 上位3項目

・ 高校

学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた 37校

職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った 37校

学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った 37校

インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した 31校

道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った 29校

・ 特別支援学校

学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた 12校

学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った 12校

職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った 11校

道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った 10校

インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した 10校

(10) いじめの日常的な把握のために学校が直接行なった具体的な方法

・アンケート調査実施率

高等学校 100%「37校」 特別支援学校 91.7%「11校」

・アンケート調査実施頻度

高等学校 : 年1回 0校、年2～3回 37校、年4回以上 0校
特別支援学校 : 年1回 4校、年2～3回 7校、年4回以上 0校

・アンケート調査実施方法「※複数回答」

高等学校 : 記名式 16校、無記名式 18校、記名・無記名の選択式 4校
特別支援学校 : 記名式 1校、無記名式 8校、記名・無記名の選択式 3校

・個別面談 高等学校 70.3%「26校」 特別支援学校 83.3%「10校」

・家庭訪問 高等学校 10.1%「4校」 特別支援学校 75.0%「9校」

(11) いじめ防止対策推進法に関して

・第12条に規定する「県のいじめ防止基本方針」の策定状況「単位：県」

山梨県は策定済み【全国：策定済み100% [47/47 都道府県]】

・県の「いじめ問題対策連絡協議会」[法第14条第1項]の設置状況「単位：県」

山梨県は条例により設置済み【山梨県いじめ問題対策連絡協議会】

【全国：条例による設置51.1% [24/47 都道府県]、条例によらない設置48.9% [23/47]】

・条例により「重大事態」の調査を行うための機関の設置「単位：県」

山梨県は条例により県教育委員会の附属機関として設置済み

「山梨県立学校いじめ問題対策委員会」

【全国：設置済み83.0% [39/47 都道府県]】

・重大事態の再調査を行うための「地方公共団体の長の附属機関」の設置「単位：県」

山梨県は条例により知事の附属機関として設置済み

「山梨県いじめ問題調査会」

【全国：設置済み93.6% [44/47 都道府県]】

3 不登校 定義:30日以上、不登校を理由に欠席した生徒数

公立高等学校 36校「全日制校29校(県立27校+市立2校)+定時制7校」

「全日制校、定時制校、全定併置校は全日制、定時制それぞれ1校[計2校]として計算」

(1) 不登校生徒数 ()内は前年度の不登校生徒数

・全日制 96人(100人)

(内 90日以上欠席12人、内 出席日数10日以下2人、内 出席日数0日1人)

・定時制 74人(74人)

(内 90日以上欠席2人、内 出席日数10日以下1人、内 出席日数0日0人)

・合計 170人(174人)

(2) 不登校生徒の全高校生に占める割合 ()内は前年度の割合

・全日制 0.53%(0.55%) 【全国公立 1.1%】

・定時制 9.93%(10.03%) 【全国公立15.8%】

・合計 0.91%(0.92%) 【全国公立 1.7%】

(3) 学年別不登校生徒数と前年度の不登校の有無

学年	全日制				定時制
	高1	高2	高3	単位制	単位制
不登校(人)	24	30	10	32	74
継続数(人)	4	6	1	6	37
継続割合(%)	16.7	20.0	10.0	18.8	50.0

(4) 不登校の要因 「※複数回答 全不登校者に対する割合」上位3項目

<全日制>

・本人に係る要因

「不安」の傾向がある 38.5%【全国公立24.8%】

「無気力」の傾向がある 22.9%【全国公立34.6%】

その他 16.7%【全国公立16.3%】

・学校、家庭に係る要因

家庭に係る状況 16.7%【全国公立15.2%】

進路に係る不安 16.7%【全国公立10.9%】

学業の不振 15.6%【全国公立22.1%】

入学、転編入学、進級時の不適応 14.6%【全国公立13.5%】

<定時制>

・本人に係る要因

「無気力」の傾向がある 27.0%【全国公立34.2%】

「不安」の傾向がある 13.5%【全国公立15.5%】

「学校における人間関係」に課題を抱えている 10.8%【全国公立9.4%】

・学校、家庭に係る要因

家庭に係る状況 21.6%【全国公立16.3%】

入学、転編入学、進級時の不適応 16.2%【全国公立13.7%】

いじめを除く友人関係をめぐる問題 10.8%【全国公立11.5%】

(5) 不登校生徒への指導結果の状況 「 」内の%は不登校生徒数に対する割合

・指導の結果登校する又はできるようになった生徒数

・全日制 41人「42.7%」(前年度43人) 【全国公立40.1%】

・定時制 28人「37.8%」(前年度8人) 【全国公立31.6%】

・合計 69人「40.6%」(前年度51人) 【全国公立37.0%】

・継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった生徒数

・全日制 13人「13.5%」(前年度5人) 【全国公立10.6%】

・定時制 25人「33.8%」(前年度29人) 【全国公立14.8%】

・合計 38人「22.4%」(前年度34人) 【全国公立12.1%】

・上記の合計

・全日制 54人「56.3%」(前年度48人) 【全国公立50.7%】

・定時制 53人「71.6%」(前年度37人) 【全国公立46.4%】

・合計 107人「62.9%」(前年度85人) 【全国公立49.1%】

4 中途退学

公立高等学校 31校

「全日制校24校(県立22校+市立2校)+全定併置校5校+定時制校1校+定通併置校1校」

(1) 中途退学者数 ()内は前年度の中途退学者数

・全日制 76人(134人) - 58人

・定時制 52人(57人) - 5人

・合計 128人(191人) -63人

(2) 中途退学者の全高校生に占める割合(中途退学率) ()内は前年度の中途退学率

・全日制 0.42%(0.74%) 【全国公立 0.8%】
・定時制 6.97%(7.73%) 【全国公立 9.7%】

(3) 全日制中途退学者の学年別状況「人数」

学年: 1年 2年 3年 :単位制[1~3年]
人数: 22人 28人 6人 :20人

(4) 全日制の各学年の中途退学者の学年生徒に占める割合「中途退学率」

学年: 1年 2年 3年 :単位制[1~3年]
割合: 0.52% 0.67% 0.14% :0.38%

(5) 全日制の中途退学者の学科別状況「人数」

学 科: 普通科 専門学科 総合学科
人 数: 34人 36人 6人
中途退学率: 0.32% 0.81% 0.21%

(6) 中途退学の主な理由 上位3項目 「 」内は理由数全体に対する割合
<全日制>

・進路変更 31人 「40.8%」
・学校生活・学業不適應 30人 「39.5%」
・病気が死亡 4人 「5.3%」

(注)

・「進路変更」31名の内訳 上位3項目
別の高校への入学を希望 17人
高卒程度認定試験受験を希望 5人
その他 5人
・「学校生活・学業不適應」30名の内訳 上位3項目
もともと高校生活に熱意がない 15人
学校の雰囲気合わない 8人
人間関係が上手く保てない 5人

<定時制>

・学校生活・学業不適應 20人 「38.5%」
・進路変更 14人 「26.9%」
・学業不振 5人 「9.6%」
・経済的理由 5人 「9.6%」

(注)

・「進路変更」14名の内訳
就職を希望 9人
別の高校への入学を希望 4人
その他 1人
・「学校生活・学業不適應」20名の内訳
もともと高校生活に熱意がない 8人
人間関係が上手く保てない 4人
学校の雰囲気があわない 4人
授業に興味湧かない 4人

<すべての問題行動に対して>

「新やまなしの教育振興プラン」や「平成30年度山梨県学校教育指導重点」に沿ったきめ細かな生徒指導体制の更なる整備・充実を図る。

(1) 各校への教育相談体制の整備のための支援

- ① 養護教諭の複数配置、教育相談員、スクールカウンセラーを配置
- ② 各校からの要請によりスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを派遣

(2) 学校以外の教育相談機関の事業紹介（具体的には次のとおり）

- ① 面接による教育相談事業（総合教育センター相談支援部）
- ② いじめ不登校ホットライン事業（総合教育センター相談支援部）
- ③ 地域連携子どもと親と教師のための教育相談事業（山梨大学と県教委の連携事業）
- ④ 思春期の子どもと向き合う保護者のためのセミナー（義務教育課）

(3) 学校警察パートナーシップに基づく警察との連携

- ① 警察と情報共有を図った適切な指導の実施
- ② 各種安全教室や講話等の開催による啓蒙活動
- ③ スクールサポーターとの協力

(4) 高校生こころのサポートルーム活用事業の推進

公立高等学校および当該高等学校に在籍している特別な支援が必要な生徒に対し、総合教育センターの協力・助言のもと、富士見支援学校に設置する「高校生こころのサポートルーム」において、当該生徒が円滑に高等学校生活を送るための教育的な支援を行う。

(5) しなやかな心の育成推進事業の実施

子どもたちを心豊かに育てる地域力の実現を目指し、自分や他人の生き方・存在を認め合い、自他を敬愛する「しなやかな心」を育てる。

- ① 高校道徳教材「自分との出会い」の活用を推進し、高校道徳教育の充実に努める。
- ② 「通学時マナーアップ運動」を展開し、日常生活の中から自分と他者とのかかわりを考えさせる。

(6) 情報共有や指導に関する研修のための、協議会の実施（具体的な協議会は次のとおり）

- ① 生徒指導主事を対象とした生徒指導主事研究協議会（年間6回実施）
- ② 教育相談担当者を対象とした教育相談研究協議会（年間3回実施）

<暴力行為について>

(1) 指導体制の確立

- ① 対応マニュアルの整備等、協働して対処していく校内体制の確立
- ② 生徒の悩みなどに早期対応するため、スクールカウンセラーを活用した教育相談体制の充実
- ③ スクールソーシャルワーカーを活用した、保護者、地域、関係機関との連携強化

(2) 生徒の多面的、客観的な理解

- ① スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等異なる視点から専門的助言を求め、暴力行為の前兆の発見や早期対応を図る

(3) 規範意識の育成

- ① 人権尊重・正義感や公正さ・命の大切さ等を取り入れた教育活動、他者との関わり方など社会性を身に付ける取組、体験学習やボランティア活動、地域社会と連携した取組の充実

<いじめ問題への対応>

(1) 「学校いじめ防止基本方針」に沿った具体的な計画や取組を確実に実施

① 未然防止から早期発見、早期対応へ一連の取組の確実な実施

(2) 「いじめ防止等の対策のための組織」を中心とした、いじめ防止のための体制作り

① 未然防止、早期発見、早期対応のための体制作り

② 「いじめアンケート調査」「個人面談」等の実施

③ 教職員の資質能力向上のための校内研修、PDCA サイクルで取り組むための基本方針の見直し

(3) 「山梨県立学校いじめ問題対策委員会」の開催

① 各校からの「いじめアンケート調査」等の結果に基づいて分析し、対応を協議

※原則、学期に1回アンケート調査を実施して、年間3回の委員会を開催

② 個別の事案について、学校と連携しながら対応

③ 生徒指導主事研究協議会等でのフィードバック

<不登校および中途退学者の対応について>

(1) 魅力ある学校づくり

① 全教職員がチームとなって授業研究

② 「居場所づくり」と「絆づくり」の推進

③ 定期的な情報交換の場を設定

④ キャリア教育を含めた社会性を育む指導の充実、規範意識、コミュニケーション能力の育成

(2) 生徒本人に対する対応

① 教育相談体制の充実（スクールカウンセラー、教育相談員、複数配置の養護教諭等）

② 特別活動、道徳教育の充実に努め、しなやかな心を育む

③ 生徒の個々の学力に応じた様々な学習指導

(3) 保護者の支援

① スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用

② 保護者のための不登校研修会の活用（思春期の子どもと向き合う保護者のためのセミナー等）

(4) 中学校との連携

① 中学校と互いに情報の共有化を図り、学校説明会や体験入学等を実施し、高校での不適応を事前に防止

高校教育課 指導主事 岩井慎太郎
TEL : 055-223-1763 (内) 8342